

17世紀前後における日本の「妖怪」観

——妖怪・化物・化生の物

木場 貴俊

はじめに

「妖怪」とは何か、を一言で答えるのは難しい。何故ならそれは、個人のイメージや個人を取り巻く社会環境、また学問分野などによって定義が異なってくるからである。こうした難局に一石を投じたのが京極夏彦氏であり、氏は「妖怪」それ自体の定義ではなく、現在の通俗レベルで使われている「妖怪」という言葉が領域としている対象を問題にした¹。ここで京極氏が示しているのは、「妖怪」という言葉が含むもの、言い換えれば、ある対象を「妖怪」と認識する際に必要な条件への注目であった。「妖怪」であることを規定する条件、それは時間的なものであれば歴史性、空間的なものであれば地域性と呼ぶことができるだろう。これらはもちろん単一・均質的ではなく、多様で複雑なものである。それらを丁寧に分析していくことで、「妖怪」に関する研究はさらに深化していくと考える。

以上を踏まえ、本論は中世末～近世前期、特に17世紀前後を中心にして、「妖怪」あるいは「化物」という言葉が含む意味、またその意味を規定している条件を考えていく。さらに、それらを当該期の社会・文化的状況の中に位置付けることで、その歴史的意義を提示したい。

具体的には、①当該期の辞書に載る「妖怪」・「化物」の分析、②①を敷衍させ、鬼や河童など固有名詞の分析、③当該期の日記や文芸、絵巻物など歴史資料に記された「妖怪」や「化物」などの実例から、社会的・文化的な意義を検討していきたい。

なお、今後「妖怪」「化物」の言葉については、本文中では括弧をとった妖怪・化物を統一表記として用い、史料用語については別途「」付で表記する。また引用史料の句読点、訓点および下線は筆者によるものである。

第一章 分類される妖怪・化物——辞書類から——

辞書は当時流布していた言葉の集積、つまり常識の一端を示すものであり、編纂時の通念を把握するために適当な史料である。本論で扱う時期の代表的な辞書とし

¹ 京極夏彦『妖怪の理 妖怪の檻』角川書店、2011年。

表1 『節用集』（古本節用集）妖怪・化物比較

諸本名	部門	語句	和訓	備考
文明本（1469-87）	不明	天怪	バケモノ、テンクワ	又天妖（バケモノ）
弘治2年本（1556）	畜類	術物	バケモノ	神書上巻在之
同上	畜類	妖怪	ヨウクハイ	化生物也
永祿2年本（1559）	畜類	妖怪	ヨウクハイ	化生物也
堯空本	畜類（無表記）	妖怪	ヨウクワイ	化生物也
両足院本	天地	天化・天怪・化者・媚	ハケモノ	
同上	人倫	媚者	ハケモノ	
同上	畜類	妖怪	ヨウクワイ	化生物也
饅頭屋本	天地	天化	バケモノ	
黒本本	畜類	術物	バケモノ	神書在之
同	畜類	妖怪	ヨウクワイ	化生物也
天正17年本（1589）	畜類	術物	バケモノ	神書上巻有之
同上	畜類	妖怪	ヨウクワイ	化生物也
易林本（1597刊）	気形	妖化物	バケモノ	
同	気形	妖怪	ヨウクワイ	

中田祝夫編『印度本節用集古本四種 研究並びに総合索引』勉誠社、1980年；同編『古本節用集六種 研究並びに総合索引』勉誠社、1979年；『天理図書館善本叢書和書之部第59巻 増刊下學集・節用集天正十七年本』八木書店、1983年による。

て、『節用集』（室町中期成立）と『下学集』（1444年成立）がある。ここでは『節用集』を中心にして、妖怪や化物という言葉がどのように理解されていたのかを見てみる。

『節用集』は、慶長期以前のものを古本節用集といい、そこでの妖怪と化物に関する分類と表記を表に示した（表1）²。妖怪はすべて、化物は分類に揺らぎがあるものの概ね、畜類門や気形門と呼ばれる部門すなわち生類（禽獣虫魚）が該当する部門に分類されている（図1）。要するに『節用集』では、妖怪や化物は生類だと理解されて

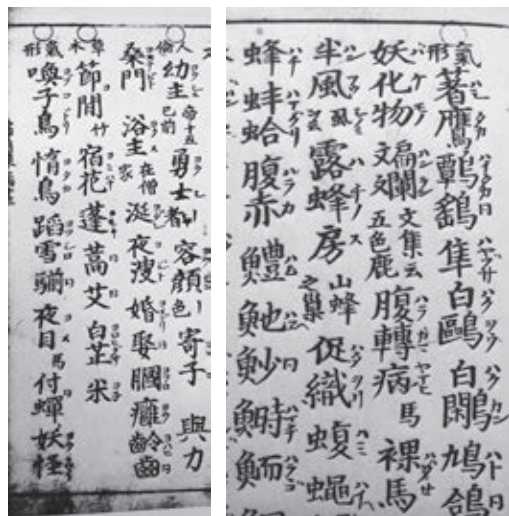


図1 易林本『節用集』での「妖怪」・「妖化物」（中田祝夫編『古本節用集六種 研究並びに総合索引』勉誠社、1979年から引用）

² 古本節用集は、中田祝夫編『印度本節用集古本四種 研究並びに総合索引』勉誠社、1980年；同編『古本節用集六種 研究並びに総合索引』勉誠社、1979年；『天理図書館善本叢書と書之部第59巻 増刊下學集・節用集天正十七年本』八木書店、1983年所収本による。

いたことになる（『下学集』に化物の項目はなし）。江戸時代の『節用集』は易林本の系統を基に発展するため、この分類は近世を通じて適用されていたことになる³。

ここで注目するのは、易林本より前の古本節用集の「妖怪」には必ず付けられた「化生物也」という註である。『下学集』では、「妖怪（妖怪）」は態芸門（現象や状態を指す部門）つまり事象として分類されているが、必ず「化生（ノ）物」という註が付けられている⁴。では、この「化生物」とは何か。

化生とは、『俱舍論』などに見られる生物の四つの生まれ方を指す仏語「四生」の一つであり、何もないところから忽然として出生することおよび出生したもの、また形を変えて生ずることを指す。化生によって発生するのは、天人や地獄の衆生から、鰻（山芋から）や蛤（雀から）まで多種多様である。

当該期の化生の認識について、現地の文化に敏感なイエズス会宣教師が作成した日本語学習用書籍を見てみよう。日本語文法書『日本大文典』には、「四生。四つ生ずる。即ち、胎生、卵生、湿生、化生。即ち、母の胎内より、卵より、水より、変化」（第3巻「数詞」）⁵と、化生は変化だと説明される。また『日葡辞書』（1603年刊）⁶には、

Tairanxicqe（胎卵湿化）…（前略）四、「化生」水中に投げ込んだ頭髮とか、山芋とかなどから蛇が生ずるように、変身（化成）によって生ずる動物の出生（605頁）

Qexō（化生）…例「化生の物」または「変化の物」。姿形を変えて化けたもの、または他の姿形を取ったもの（491頁）

とある。イエズス会宣教師が収集した情報によれば、化生（の物）とは、変化（化成や変身）つまり化ける属性を持つもの、言い換えれば「化け」物に他ならなかったのである⁷。

化生が化ける属性を持つ言葉であるならば、化物と妖怪はどのような関係にあったのか。『日葡辞書』には、

³ 飛田良文ほか編『日本語学研究事典』明治書院、2007年、866-867頁。これ以降、江戸時代の『節用集』は特に記さない限り、『節用集大系』大空社、1993-1994年所収本による。『節用集大系』所収の17世紀のものを確認した限り、すべての諸本に妖怪・化物両方もしくはどちらかが生類として扱われている。

⁴ 『下学集』は、中田祝夫ほか編『古本下学集七種 研究並びに総合索引』風間書房、1971年所収本による。

⁵ 土井忠生編訳『日本大文典』三省堂、1955年、800頁。

⁶ 土井忠生ほか編訳『邦訳 日葡辞書』岩波書店、1980年（該当頁は本文中）。

⁷ 化生は「化ける」といっても、変化（へんか）[化成、元に戻れない]と変化（へんげ）[変身、元に戻る]の両方の意味を含んでいる点に注意が必要である。なお拙稿「河童史料」論一人が河童を記録する営み―常光徹ほか編『河童とはなにか』岩田書院、2014年、26-30頁で、この点について詳しく言及している。

Baqemono (ばけもの)…他の物に姿を変えたり、似せたりした物。例えば蛇、狐などの姿で現れる悪魔など (50 頁)

Yôquai (妖怪)…「妖ひ怪しい」わざわいと危険なことと (829 頁)

とあり、妖怪は事象を指し、物象である化物と区別されている。

しかし、豊臣秀次が五山僧に作らせた金春流謡曲注釈書『謡抄』(1595 年成立)⁸では、謡曲『鶴』の註に「変化 妖怪トテ、ハケモノ、事也」とある。「変化」とは曲中の「変化の物」を指し、当時最高水準の知識人集団だった五山僧が、変化(の物) = 妖怪 = 化物という認識を持っていたことになる。『日葡辞書』でも、

Fengue (変化)…他の物の姿に化けること。例「変化の物」狐の姿に化けた悪魔などのように、変身したもの。例「天狗狐に変化する」悪魔が狐の姿をとる (221 頁)

と、変化の物と化生の物は同義のものとして扱われている。

つまり、妖怪・化物・化生の物・変化(の物)は、同義で互換性があったことになる。

これは、江戸時代になっても同様である。例えば、儒学者林羅山の『性理字義諺解』(1639 年成立、1659 年刊) 卷第 5「論_下看_三議_三論鬼神_一之法_上」條に「妖怪ハ、ハケモノ、コトナリ⁹」とあり、また、真宗の僧侶で仮名草子作者としても活躍した浅井了意の『東海道名所記』(1660、61 年頃刊) 卷 5「蟹坂」の説明文には、「妖怪」という箇所がある¹⁰。別に『頭書増補二行節用集』(1670 年刊)のような頭書がある『節用集』には、「妖怪 ばけ物也」という頭書が付いている。これらから、妖怪という言葉は江戸時代にも化物と同義で使用されているが、一般的なものではなかった。

では、『日葡辞書』の「妖怪」についてはどう理解すべきだろうか。これは、当時使われていた「怪異」の限定的な用法、すなわち(政治的)凶兆に近い¹¹。化生は本来、妖怪や化物だけではなく、変化したもの全般を指す言葉である。ならば妖怪・化物は、怪異が帯びる負の性質を有した化生の物に用いる限定的な表現ではないか、と考えられる¹²。

⁸ 『謡抄』は、国立国会図書館所蔵の慶長～元和年間の古活字本 (WA7-231) による。

⁹ 『性理字義諺解』は、国立公文書館所蔵の林羅山旧蔵の写本 (190-0287) による。

¹⁰ 『叢書江戸文庫』50、国書刊行会、2002 年、150 頁。

¹¹ 東アジア怪異学会編『怪異学の可能性』角川書店、2009 年などを参照のこと。なお今後、(政治的)凶兆を指す場合は怪異(けい)、単にあやしい物事を指す場合は怪異(かいい)を用いる。

¹² キリシタン版の漢字字書『落葉集』(1598 年刊)でも、「天怪 ようくはいーわざはい・あやしむ」とある(『キリシタン版落葉集』勉誠出版、1977 年、38 頁)。また「あやし」を名詞

小括すれば、当時の妖怪・化物は化生という発生の仕方、つまり生類観＝自然観に大きく規定されていたことになる。

物が忽然と現れたり、別の物になったり（＝化けたり）すると、不思議や恠異だと思ふ場合がある。しかし、それを化生によるものだと理解していれば、不思議に思わなくなる。化生という規定は、不思議を解消する効果も孕んでいたのである¹³。

第二章 分類される妖怪・化物——固有名詞を持つもの——

前章では、妖怪や化物といった普通名詞的なものを見てきた。そこで次は、固有名詞のものに関する17世紀前後の状況を、同じく『節用集』を中心にしておく。

i. 鬼（おに）

易林本より前の諸本（永祿2年・堯空・両足院・黒本・饅頭屋）で畜類・気形門に分類されていたが、易林本以降、人間に関わる人倫門に分類される。『広益二行節用集』（1686年刊）・『鼈頭節用集』（1688年刊）などでは生類の部門、あるいは生類・人倫両方の部門に分類される場合もある（「人神」と表記される場合も）¹⁴。これは当時、鬼が人と生類の境界的な存在として認識されていたことを示し、その分類は編者の判断に依拠していたと考えられる¹⁵。

ii. 樹神（木魅 こたま 以下、樹神を統一表記として用いる）

易林本より前の諸本（明応5年・黒本・伊京集・天正17年・同18年・饅頭屋など）で畜類・気形門に分類されていたが、易林本以降、神祇門に分類される。ただし、『新刊節用集全』（1680年刊）・『合類節用集』（1680年刊）など生類の部門あるいは生類・神祇両方の部門に収録されるように、『節用集』の樹神は生類と神祇

化した「あやかし」は謡曲『舟弁慶』では、海の怪異として登場する（参考として、中田薫「法制史漫筆 あやかし」『法制史論集』3-下、岩波書店、1943年、1146頁）。さらに、『宝物集』『直談因縁集』『鶴の草子』などでは、「わざわい（災・禍）」という名の獣が登場する（徳田和夫「わざはひ（禍、災い）の襲来」小松和彦編『妖怪文化研究の最前線』せりか書房、2009年、164-178頁）。こうした「あやかし」や「わざわい」の物象化は、『節用集』の分類とも関連があるのではないだろうか。

¹³ 拙稿「化物」東アジア恠異学会編『怪異学入門』岩田書院、2012年、142頁。

¹⁴ 他に中村惕齋『訓蒙図彙』（1666年刊）で、鬼は「魍魎・すたま、老物ノ精也、魍魎・みづち、水神也、又木魅・こたま・山鬼・やまづみ」という説明が付くものの、人物門に分類されている（『訓蒙図彙集成』1、大空社、1998年、288頁）。

¹⁵ 平安中期の源順による辞書『和名類聚抄』（承平年間成立）で、「鬼」「樹神」「魍魎」「魍魎」は鬼神部に分類され、羽族・毛群・鱗介・蟲多部という生類の部門とは別立てである。それが古本節用集の段階になると、これらは神祇門ではなく畜類門（気形門）に分類されている。この神-鬼神-生類の関係性は、人命が損なわれるような超自然的な災厄をもたらすとされた神（その多くが動物神）と鬼が親近性を強く持ち、また獣と鬼が「食人」を共通項としてつながっていた平安期の認識（榎村寛之「平安宮の鬼と宮廷祭祀」東アジア恠異学会編『怪異学の技法』臨川書店、2003年、147-150頁）と重なる部分があり興味深い。

の境界線上にいたと考えられる。別に、林羅山は『新刊多識編』（1631年刊）で『本草綱目』巻51 獣部怪類「彭侯」に「こだま」という和名を当て¹⁶、また『徒然草』注釈書『野槌』（1621年成立）で「こだま」を「はけ物の類を云¹⁷」と記すなど、樹神が怪異であることを強く意識していた向きがある。

iii. 河童（がはらう）

『節用集』では中世・近世の諸本を通じて、「獺 老而成河童（者）レ」と表記される（『下学集』も同様）。老いて河童（という者）に成る、という表現は化生を意味し、他の辞書類などで獺と河童は別々に立項されている（『頭書大益節用集綱目』[1690年刊]、安原貞室『片言』[1650年刊]、寺島良安『和漢三才図会』[1712年序]、鳥山石燕『画図百鬼夜行』[1776年刊]など）¹⁸。

iv. 魅（いゑのかみ）・魍（いしのすだま）

易林本以降、気形門に登場する項目である。魅は『合類節用集』『鼈頭節用集』以外のすべてに収録され、『頭書増補二行節用集』など頭書がある『節用集』には、「魍魅とて鬼なり、老物乃精也、俗にいう疫病乃神のたぐひ也」という説明が付く。ただし、国立国会図書館所蔵の易林本には、時期不明ながら神祇部の余白に「魍奇^{イヘノカミ}¹⁹」の書入があり、『節用集』の分類に懐疑的な人の存在を示す。一方、魍は『二体節用集』（1629年刊）以降ほとんど見られなくなる。

v. その他

江戸時代の『節用集』は易林本を基にして展開すると先述したが、17世紀後半以降、易林本を換骨奪胎し、独自の分類編集をした新しい『節用集』が登場する。

延宝8年（1680）刊行の若耶三胤子編『合類節用集』では、気形門諸獣部に「妖又魍、魔並同」「夔 文選²⁰」「窮鬼 順和名」や「狸」、言語門に「妖 怪 又物怪又物怪同」などが見られる。

鈴木牧之『北越雪譜』や滝沢馬琴『南総里見八犬伝』でも使用された榎島昭武編『和漢音釈書言字考節用集』（1699年成立、1717年刊）の気形門²¹には、「老魅又云妖精 妖化物【同】」「妖孽 説文 衣服哥謡草木之怪謂之妖、禽獸蟲蝗之怪謂之。

¹⁶ 中田祝夫ほか編『多識編自筆稿本刊本三種 研究並びに総合索引』勉誠社、1977年、影印篇339頁。

¹⁷ 『野槌』は、国立公文書館所蔵の羅山自筆本（特119-0001）による。

¹⁸ 前掲「河童史料」論、28、47頁。

¹⁹ 前掲『古本節用集六種 研究並びに総合索引』、影印篇427頁。

²⁰ 和名「イワヨニ」は、和訓が付いた『六臣註文選』を、三胤子が『合類節用集』編纂時に誤読したという指摘がある（柏原司郎「節用集」の引用語からみた一語意識について『湘南文学』22、1988年、53頁）。

²¹ 中田祝夫ほか編『書言字考節用集 研究並びに索引』風間書房、1973年、影印篇203-231頁。

之孽^{ヨウクハイ}」^{ウミボウス}「妖怪」^{ウミボウス} [博物志] 水石怪龍罔象木怪夔罔両土怪犢羊火怪宋無忌^{ヨウミ}」^{ネコマタ}「妖魅」^{ネコマタ}「鮫人 鮫客・水人・淵客並全事ハ見 [博物志] [文選註]」^{ラセツ}「猫魔 俗呼老猫為^{ラセツ}怪云爾」^{ラセツ}などがある。また「鬼^{ゴニ}」は気形門に分類され、「彪^{スダマ}」や「羅刹^{ラセツ}」と同義としている。

また、『節用集』以外の辞典・事典類について付言すれば、李時珍の本草学書『本草綱目』が17世紀初頭に渡来したことは重要である。特に、巻51 獣部の怪類（罔両・彭侯・封）、並びに同巻寓類のうち「山怪」とされる山都・山獠・旱魃などは、明代の中国において獣に分類するものと理解されていた²²。しかし『本草綱目』の怪類は、朱子学の影響下で分類がなされており、化生に基づく日本の場合とは内実が異なっている。それは、万物と同じく「気」によって生じる「鬼神」（事と物の両方を帯びる）の中で、異常な発生をしたものが「怪異」だという朱子学の説が、怪類の根拠になっている。

ただし、獣（≠人ではない生類）であり「怪異」であり神（鬼神）という『本草綱目』（および朱子学）の説明は、日本の知識人たちに自国の妖怪・化物との関連性を想起させるに十分であった。「山都」を例にとると、『本草綱目』では獣部に属する「山怪」であり、また南康にいる「神」と説明されている。これに対し、林羅山は草稿本の『多識編』（1612年成立）で「ヤマノカミ」とし²³、寺島良安は『和漢三才図会』巻40 獣部怪類で「見越入道」と同一視している（図2）²⁴。このように内実は違えども、分類と表記に見られる類似性から日中の怪異は混淆していった。

以上 i～v のとおり、現在では妖怪として理解される固有名詞のほとんどが、16世紀までは生類に分類されていた。それが17世紀になると、人倫門や神祇門など別の部門へ分類されるものも散見されるが、生類との境界線は曖昧なままであった。境界の曖昧さについては、日本と中国との文化的境界に



図2 『和漢三才図会』「山都」
（『和漢三才図会』上、東京美術、1970年から引用）

²² 以下、『本草綱目』怪類をめぐる日本の受容については、拙稿「林羅山によるかみの名物—『多識編』をもとに—」『日本研究』47、2013年、31–52頁を参照のこと。『本草綱目』は国立公文書館所蔵の林羅山旧蔵本（304-0300）による。なお、巻52 人部には、人の異常な状態に関する項目「人傀」があり、時珍も「怪異」としている。たとえ怪異であっても、人に関係するかどうか（人かどうか）で分類は異なっていたことが窺える。その背景には、朱子学の「人は万物の霊長」という思想が関係していると思われる。

²³ 前掲『多識編自筆稿本刊本三種 研究並びに総合索引』、影印篇 53頁。

²⁴ 『和漢三才図会』上、東京美術、1970年、460頁。

まで及んでいる。

逆説めいているが、大枠では生類に類するものの隣接する人間や神祇などの境界が曖昧であること、言い換えれば所属の不確定性こそ、当時の日本における妖怪・化物が持つ特徴だったと考えられる。所属が不明瞭なことで、各領域へ越境し多様な性質を帯びることを可能にしているのである。これは、先の「山都」や後で触れる「付喪神」などとも関わってくる点である。

第三章 記録される妖怪・化物

ここまで『節用集』『下学集』などの辞書類から、妖怪・化物に関する規定や認識を考えてきたが、本章ではその実例、つまり日記や文芸、絵巻などにあらわれる妖怪や化物が、どのような意味あるいは機能を持っていたのかを、いくつかの視点から見てみたい。

i. 妖怪・化物と予兆

対象時期から外れるが、まず室町前期の事例として『太平記』²⁵を見ておきたい。巻27「天下妖怪事」(36-54～55頁)の「妖怪」は、恠異の意味で用いられている。巻5「相模入道弄田楽并闘犬事」では、姿の^{ばけもの}見えない「異類異形ノ媚者共」・「化者」(34-161～164頁)が北条高時とともに田楽を行い、それが鎌倉幕府滅亡の兆しとされている。巻23「大森彦七事」(35-390～400頁)は、大森彦七と彦七所有の宝剣を狙う楠木正成の亡霊率いる「化物」との攻防の話で、正成が宝剣を必要とする目的は「尊氏ノ代ヲ奪」(393頁)うためであった。これらにおいては、化物の出現そのものが恠異と見なされている。ただし、恠異を引き起こす主体であった鬼や天狗は本来不可視であった(巻5も同様)が、巻23では姿を^{ばけもの}現し(=可視)、彦七に害を為している点に注意が必要である²⁶。

そして、室町後期には、化物の出現が凶兆とされるだけでなく、実害を及ぼす主体として日記に登場している。例えば嘉吉3年(1443)8月、室町御所に「七尺計之女房、大入道等²⁷」の化物が出現したため、足利義政らが烏丸御殿に退避するという事件が起きている。記録上では、その際の化物を「妖物」(『看聞御記[看聞

²⁵ 『太平記』は、『日本古典文学大系』34-36、岩波書店、1960-62年による(該当頁は本文中)。

²⁶ 「大森彦七事」に続くのは、足利直義が病気に悩まされる「就直義病惱上皇御願書事」であり、『太平記』では「大森彦七事」自体が恠異として機能していたといえる。『太平記』の恠異(恠異)については、西山克「太平記と予兆 恠異・妖怪・怪談」市沢哲編『太平記を読む』吉川弘文館、2008年、186-212頁を参照のこと。

²⁷ 『続群書類従』補遺2、続群書類従完成会、1991年、684頁。なお、この事件については、西山克「王権と恠異 そして妖物」『説話・伝承学』12、2004年、1-14頁を参照のこと。

日記』)²⁸、「恠奇異物」(『師郷記』)²⁹、「化生之妖物」(『康富記』)³⁰と表現している。『康富記』のそれは、第一章と関わる表現で興味深い。

ただ、時期が下った江戸時代でも、化物の出現が凶兆と見なされる事例が確認できる。『当代記』慶長11年(1606)5月には、

やふれ車と云変化の物京中に在_レ之、縦は車の通音する間、見_レ之所に、目にも不_レ見、昔年兩度如_レ此怪異有_レ之き、二度共に凶兆と云々³¹

と、「やふれ車」という「変化の物」の出現が「凶兆」として理解されている³²。

ii. 「妖物」という表現

前節の「妖物」という表現は、『徒然草』230段にも見られるものである。伏見宮貞成『看聞御記』を通読すると、「妖物」「はけ物」はあるが、「化物」という表記は見当たらない。先の『康富記』「化生之妖物」や易林本『節用集』「妖化物」^{ばけもの}を踏まえれば、「妖物」は「ばけもの」と読むのではないだろうか(江戸時代になると「妖物」という表現が散見できる)。

絵巻『付喪神記』でも、付喪神のことを「妖物」と表現している³³。器物が百年を経て精霊を得る付喪神は、まさに「化け」物である。

その付喪神も描かれる東京国立博物館所蔵の『百鬼夜行図』(異本)は、住吉如慶(内記)が元和3年(1617)に模写した絵巻を、文政12年(1829)に狩野養信(晴川院)がさらに写したものである(図3 異本の模本)。巻末には、

右之妖化物之絵古図写者也、元和三年五月二十一日、住吉内記

という如慶の一文があり、本文中にも「古木之妖化物」「擬宝珠之妖化物」などの書込がある³⁴。田中貴子氏は、この「妖化物」を「あやかし(あやかり)」と読むとしている³⁵が、易林本に依拠すれば「ばけもの」と読むのが妥当だろう。

重要なのは、従来我々が「百鬼夜行絵巻」と呼んできた絵巻群が17世紀初めに

²⁸ 同上。

²⁹ 『史料纂集 師郷記』3、続群書類従完成会、1985年、163頁。

³⁰ 『増補史料大成 康富記』1、臨川書店、1965年、378頁。

³¹ 『史籍雑纂 当代記・駿府記』続群書類従完成会、1995年、94頁。

³² 「やふれ車」はのちに、「京東洞院通にむかし片輪車と云ふばけ物ありける」(『諸国百物語』巻1-9「京東洞院かたわ車の事」『叢書江戸文庫』2、国書刊行会、1995年、28頁)と文芸化している。参考として、今井秀和「片輪車という小歌—妖怪の母体としての言語—」『日本文学研究』46、2007年、75頁。

³³ 『付喪神記』は、『室町時代物語大成』9、角川書店、1981年、417-425頁による。

³⁴ 『大妖怪展』三井記念美術館、2013年、56-57頁。

³⁵ 田中貴子「あやかしたちの祭」『百鬼夜行の見える都市』筑摩書房、2002年、229頁。



図3 「百鬼夜行図」(模本)
東京国立博物館蔵、Image: TNM Image Archives

は「妖化物之絵」と表現されている点である。それは「百鬼夜行絵巻」が、本来「妖化物(之)絵」ないし「妖物(之)絵」と呼ばれていた可能性を示唆している。

iii. 海外文化の受容という面から

第二章で見た『本草綱目』のように、海外の文化、特に中国の漢語表現を日本に取り入れる段階で妖怪・化物はどのように使われ、機能していたのだろうか。ここでは、浅井了意の作品から考えてみたい。

代表作『伽婢子』(1666年刊)は、中国怪異譚の翻案物として有名である。その怪異に関する漢文表現を了意はどのように翻訳したのか、表2としてまとめた³⁶。

表2 『伽婢子』と原典比較

目次	該当部分	原話	原文	備考
1-1 龍宮の上棟	木魅(こたま)・山魅(やまびこ)あつまりて賀こぶ	『金鰲新話』 「竜宮赴宴録」	木怪山魃次第シテ来リ賀ス	
	蝦・蛸・木玉(こたま)・山びこ、よろづの魚、 をのれをのれが能をあらはし芸をつくす		木石ノ魃魃、山林ノ精怪、起テ 各能スル所ヲ呈ス	
2-1 十津川の仙境	熊狼むらがりはしり、きつね木玉のあそぶ所 にして	『剪燈新話』 「天台訪隠録」	豺狼之嗥ル所、魃魃之遊ブ所	
	我ら更に仙人にもあらず、幽霊にもあらず		我ガ輩仙ニアラズ亦鬼ニアラズ	
2-2 真紅撃帯	物の気こたへていふやう	『剪燈新話』 「金鳳釵記」	対テ曰	

³⁶ 『伽婢子』は『新日本古典文学大系』75、岩波書店、2001年、原文は『新日本古典文学大系』の註と、渡辺守邦『『五朝小説』と『伽婢子』』1-4『実践國文學』70-73(2006-2008年)による。

2-3 狐の妖怪 (ようくわい)	石田殿は、妖怪に犯されて、精気を吸れ給ふ	『剪燈余話』 『胡媚娘伝』	爾ガ官、妖氣甚盛ナリ、治セズ ンハ將ニ性命ノ憂イ有ラント	目録「割竹小弥太、 妖女を売る事」
	こゝに狐魅の妖ありて、恣まゝに怪をなし、木の葉をつかりて衣とし、鬮饅をいたゞきて蟹とし、兎をあらため、媚を生ず。渠常に水を聴て水を渡り、疑をいたす事時として忘れず。尾を撃て火を出し、祟を作こと、更に止ず		狐魅ノ滋々多ヲ既(かなし)ム、木葉ヲ緝(あつめ)テ以テ衣ト為シ、鬮饅ヲ冠テ貌ヲ改メ、尾ヲ撃チ火ヲ出シテ以テ祟リ作シ、水ヲ聴キ水ヲ渡テ疑ヲ致ス	
	千年の怪を両脚の識にあらはし…		再思多佞ナレドモ両脚ノ識リヲ逃レ難シ、司空博聞ニシテ能ク千年ノ怪ヲ識ル	
3-1 妻の夢を夫面に見る	さては妻むなしくなりて幽霊のあらはれみえけるか、といと悲しくて	『夢遊録』 「張生」	其ノ妻ステデニ卒スト謂ヒ慟哭シ	
3-2 鬼谷に落ちて鬼となる	鬼神・幽霊の事を聞ては、更に信ぜず	『剪燈新話』 「太虚司法伝」	鬼神ヲ信ゼズ	
	狐火の光り物すごく		豺狐嗥	
	ばけものおほきにいかりて		諸鬼怒リテ日ク	
	妖(ばけもの)は立もどりぬ		諸鬼水ニ至リテ敢ヘテ越エズ	
	鬼神(をにかみ)幽霊なしといふて		在世不信鬼神	
	たゞ怪力乱神をいはず		該当なし	
	汝常に鬼神をなきものといひやぶる		足下平日鬼神ヲ信ゼズ	
3-3 牡丹灯笼	陽分いたりて盛に清く、死して幽霊となれば、陰気はげしくよこしまにけるゝ也。此故に死すれば忌ふかし。今汝は幽陰気の霊とおなじく座してこれをしらず。穢てよこしまなる妖魅(ばけもの)とともに寝て悟ず	『剪燈新話』 「牡丹灯記」	人ハ乃シ至盛之純陽、鬼ハ乃シ幽陰乃邪穢、今子幽陰之魅ト同ク處テ知ラズ、邪穢之物共ニ宿シテ悟ラズ	
	汝はばけものゝ、氣に精血を耗散し、神魂を昏惑せり		妖氣甚濃ナリ	
5-1 和銅銭	秩父和通は此銭の精なる事うたがひなし	『博異志』 「岑文本」	上清童子トハ是レ銅ノ名ト悟ル	目録「長柄僧が銭の精霊に逢事」
6-5 白骨の妖怪 (ようくわい)				目録「長間佐太白骨の妖(ばけ)物に逢事」
7-7 雪白明神	身のたけ一丈あまりの鬼	『博異志』 「馬侍中」	一物ノ長丈余ナルヲ見ル、乃チ夜叉也	
8-2 邪神を責殺	異類異形のもの二百ばかりしきりに追かくる	『剪燈新話』 「永州野廟記」	甲兵ノ甚ダ追フ者ノ千乗万騎可カリ	目録「性海鹿嶋明神に詣て大蛇を殺す事」
	さてはばけものゝため只今死すべし		自分必ズ死セント	
	この大蛇世にある事、年久し。ある時は妖(ばけ)てかたちをあらはし、人をなやまし、ある時は居ながらわざはひをなす。その通力自在なる事いふはかりなし。山中にすむ鬼神、野辺にとゞまる悪霊、みなこれに力をあわせ、毒蛇魍魎(こたま)みなこれにしたがふ。		此の物世ニ在ルコト巴ニ久シ、妖ヲ興シ孽ヲ作スコト与ニ比ヲ為ス、社鬼祠靈其ノ約束ヲ承ケ、神蛟毒虺其ノ指揮ヲ受ク	
	妖怪通力すてにそなはり		妖孽巴ニ成ル	
9-3 金閣寺の幽霊に契る	さては人間にあらず。山近く木玉のあらはれしか、きつねのなれるすがたか。しからずは幽霊ならん。と思ふに、かたちのうつくしさに、心とけて露おそろしきことなし	『剪燈新話』 「滕穆醉遊聚景園記」	其ノ鬼タルヲ審ニス、亦タ懼ルル所無シテ固ク之ヲ問フ	目録「中原主水正幽霊に契る事」
9-5 人鬼				目録「丹波国野々口鬼女の事」
10-1 守宮の妖(ばけもの)	かのばけ物いかりて	『諸臯記』 「太和末荆南云々」	牀ニ登リテ責メテ日ク	目録「守宮の妖(ばけ)物の事」
	井のものとの守宮今すでにこの妖魅をなすとおぼえたり		該当なし 但し、文中に「何物ノ怪魅カ人ヲ敢シ凌リテ」	
	たちまちに変化妖邪のわざはひをなし、漫に人の神魂(たましひ)を銷しむ		該当なし	
	何ぞ慚愧の心なく、あまつさへかくのごとくの怪異(くわいゐ)をなすや		該当なし	
	それより後二たび怪異なし		後ハ亦他無シ	

10-3 折て幽霊に契る	弥子の幽霊なるべし…何かすさまじとも思はん…人と幽霊とはおなじからずと	『才鬼記』 「魯季衡」	終二人鬼ヲ以テ閻ヲ為サズ	目録「上杉憲政息女弥子の事」
11-1 隠里	狐のともす火あたりにひらめく	『剪燈新話』 「申陽洞記」	該当なし	
	かゝる所へ夜ふけて来るものはばけものなるべし。然らずは盗人ならん		疑ラクハ鬼袖タラン、又恐ル盗劫タランコトヲ	
	又五郎、これはうたがひなき、ばけものなり		生、邪魅タルコトヲ知ル	
	二人の女房もおなじばけもの、類なるべし。諸友に打ころさん		三女ノ妖タランコトヲ疑ヒ併セテ之ヲ除ント欲ス	
	二人ながら啼ていふやう、我らはさらに妖魅の類にあらず		皆泣テ言テ曰ク、妾等皆人ニシテ魅ニ非ズ也	
	おそろしきもの、ために		妖狐ノタメニ	
	又五郎、すでにばけものは打ころしけれ共		群妖ヲ除キ去ルト雖モ	
11-4 七歩蛇の妖	此地はもとより妖蛇のあやしみありて人さらにすむ事かなはず	『鉄閉山談叢』 「劉器之安世元祐臣云々」	此ノ地素凶ナリ、止ル可カラズト	目録「七歩蛇の事」
	すさまじき思ひてしりぞく		則チ率拱キ立チテ謂ク鬼神アリ	
	蛇なによりて障をなし、怪（あやしみ）をあらはずや		蛇ノ安ソ撫ルヲ得テ以テ怪ヲ為スヤ	
	竜王ものしることあらば、この蛇の怪異（けみ）をはやく攘ひ給へ		而ドモ後革セシメテ今数日ハ怪、益出ゾ	
	これよりのちは蛇ふた、びきたらず		是ニ由ツテ怪復ビ作ラズ	
11-6 魚胎の怪（くわい）	これ、魚の精あらはれあつまりて、此怪異（くわい）ありけるにこそ	『諸草記』 「和州劉録事者云々」	該当なし	目録「大嶋源五郎が魚胎の怪（ばけ）物之事」
12-6 大石相戦	石の戦い	該当原話なし	該当なし	目録「石軍の事」
	これそのしるし成べしと、後におもひ合せしとぞ		該当なし	
13-2 幽鬼嬰兒に乳す	夜ごとに来るものは死したる妻の幽霊にて侍る	『鉄閉山談叢』 「河中有姚氏云々」	夜与ニ言ル所ノ者ハ乃チ亡婦爾ト	目録「伝戸病の事」
	しかれば此ばけ物一定わが弟をたぶろかし死すべし。其時にいたりては、くやむともかひあるまじ。ばけ物といへども妻と化して来るうへは、弟さらに思ひきるべからず		此レハハニ吾ガ弟ヲ往亡セントスルノミナラン、且弟ハ計リテ絶ヲ忍ビザラン	
13-8 馬人語をなす怪異（くわい）	「誠にふしぎの事也」	該当原話なし	該当なし	目録「義輝公之馬言事」
13-9 怪を話ば怪至	ことわざにいはいく、白日に人を談ずることなかれ。人を談ずれば、害を生ず。昏夜に鬼を話ることなかれ。鬼を話れば怪いたる	『竜城録』 「夜坐談鬼而怪至」	信ナルカナ俗談ニ曰ク、白日ニ人ヲ談ズルト無カレ、人ヲ談ズル則ンバ害生ズ、昏夜ニ鬼ヲ談ズルト無カレ、鬼ヲ談ズル則ンバ怪至ルト	目録「百物語の事」

『伽婢子』は『新日本古典文学大系』75、岩波書店、2001年、原文（漢文）は『新日本古典文学大系』の註、および渡辺守邦「『五朝小説』と『伽婢子』」1-4『実践國文學』70-73（2006-2008年）による。

『伽婢子』で「ばけもの」と訳されるのは、「諸鬼」「幽陰之魅」「鬼神」「邪魅」「妖」「群妖」など多様である。また「妖怪」「怪異」は音読されているが、巻6-5の「妖怪」と「妖物」のように関連性が見られる。

そして、「ばけもの」に準じて「こだま」が多用されている点も特徴的である（「木怪」[1-1]、「木石之魍魎」[2-1]など）。巻9-3の「山近く木玉のあらはれしか、きつねのなれるすがたか、しからずは幽霊ならん」は、『源氏物語』「手習」の「鬼か、神か、狐か、木霊か³⁷」に由来しているが、全体的に「こだま」は、山にまつ

³⁷ 『新日本古典文学大系』23、岩波書店、1997年、327頁。

表3 『新語園』の妖怪・化物表現

巻数	項目名	該当箇所	出典
6-22	婁逞人妖	人ノ妖怪ナリ <small>ヨウクワイ</small>	『南史』
6-28	頓丘人遇鬼	向ノ妖物（中略）前ノ妖物 <small>ハケモノ</small>	于宝『搜神記』
6-84	盧虞射柳樹	比ノ怪物、驚キ懼テ <small>バケモノ</small>	『宣室志』
6-87	呉興妖狸	例ノ鬼魅ナリト謂テ <small>バケモノ</small>	『搜神記』
7-5	鶏妖為吉祥	鶏ノ妖怪、更ニ吉祥ト為リ <small>ヨウクワイ</small>	『甄異記』
7-6	家鶏為妖	定メテ妖 魅 ナラン <small>ヨウミ・バケモノ</small>	劉義慶『幽明録』

『新語園』は、『仮名草子集成』41、東京堂出版、2007年による。

わる怪異限定の表現として使用されていた向きがある。第二章の樹神の事例を合わせれば、17世紀における樹神のイメージはかなり複合的なものであったといえる。

『伽婢子』以外の作品として、中国古典の翻訳物『新語園』（1682年刊）を取り上げよう（表3）³⁸。「妖怪」は漢音だが、「ばけもの」と読まれる漢語表現は多岐にわたっている。つまり、「ばけもの」という言葉が普通名詞的なもので汎用性を持つため、了意は固有名詞ではない言葉を翻訳する際の便利なツールとして活用していたといえる³⁹。

iv. 「化生」であるということ

中世後期から近世前期までの妖怪・化物は、化生という生類観＝自然観に規定されていることをこれまで指摘してきた。では、化生の物とされることで、一体どのような意味や効用があったのかをさらに深めていきたい。

怪異論断書として有名な山岡元隣・元恕編『古今百物語評判』（1686年刊）⁴⁰巻4-8「西寺町墓の燃えし事」には、「其珍しきに付きて、或はばけ物と名付け不思議と云へり、世界に不思議なし、世界皆ふしぎなり」（58頁）と、先生（元隣）は「珍しき」物を「ばけ物」、事を「不思議」と位置付けている⁴¹。その上で、化生については、次のように記されている。

³⁸ 『新語園』は、『仮名草子集成』41、東京堂出版、2007年による。

³⁹ 了意と同時代人の「ばけもの」観として、井原西鶴『西鶴諸国はなし』（1685年刊）序の「人はばけもの、世にない物はなし」（『新日本古典文学大系』76、岩波書店、1991年、264頁）が注目される。了意の「ばけもの」が外来語の表現を理解しやすくするための装置であるのに対し、西鶴のそれは、人を含めた世界のすべてのものが異常性を孕んでいることを表す言葉として使用されている。

⁴⁰ 『叢書江戸文庫』27、国書刊行会、1993年（該当頁は本文中）。

⁴¹ 拙稿「一七世紀の怪異認識」『人文論究』62-2、2012年、17頁を参照のこと。

- 一人「垢ねぶりといふ物は、ふるき風呂屋にすむばけもの、よし申せり」
先生「凡そ一切の物、其生ずる所の物をくらふ事、たとへば魚の水より生じて水をはみ、しらみのけがれより生じて其けがれをくらふがごとし、されば垢ねぶりも、其塵垢の気のつもれる所より化生し出づる物なる故に、あかをねぶりで身命をつぐ、必然の理たるべし」（巻2-6「垢ねぶりの事」35頁）
- 先生「此事既にこだまの事に付きて其ためしをかたりき、猶も非情の有情は化する事は、化生と申しならはして目前にまゝある事なり、朽ちたる木の蝶となり、くされる草の虫に変ずる事、何れも見給ふ通りなり」（巻3-1「参州加茂郡長興寺門前の松童子にばけたる事」38頁）
- 先生「のぶすまはあながち化生の物にあらず、颯の事なり、此もの上古には獣なりとかやいへども爾雅に鳥と註し侍れば、本草綱目にも李時珍禽の部に入れたり」（巻4-3「野衾の事」52頁）

「垢ねぶり」や「こだま」は化生とする一方、山野を行く人の通行を阻む「野衾」は化生ではなく、別の原理で発生した鳥獣の類だとする。つまり、個々の化物に関する質問に対して、先生は化生かそれ以外で発生した生類かに基づいて説明を行っている。怪異の正体を暴いて否定するのではなく、珍しい物事の道理を明らかにした上で対象を受け入れさせるのが、先生の姿勢であった。その際、生類観＝自然観は、説明体系の重要な知として機能していた。

また、妖怪・化物が化生による生類だという認識は、これらを退治＝殺害できることに一定の説得力を与えている。どんなに年を経ても、あるいは変化しても、化生＝生類である限り、妖怪・化物は死ぬということである（数百年生きた〇〇が退治される話があるように、たとえ老衰による死はなくても、武力や霊験による外因死はある）。

その点から、『多聞院日記』天正19年（1591）の大和国我瀬（現奈良県斑鳩町龍田北）で起きた事件を見てみる。

- 一、従旧冬龍田ノ西ニ我瀬ト云処ニ、赤キ鬼出テ、人見之程ナルハ必死スト申、必定一也、ウソ也一、奇代事也（正月26日）
- 一、我瀬ノ鬼、化生ノ物ニテ、テツハウニテキコロス、牛ノ子ノ様ニテ毛ノナキ者也、実歟、ウソ也（閏正月5日）
- （前略）我瀬ノ鬼射殺ト沙汰間尋処、一向無_レ其沙汰_一、惣テ鬼ニテハ無_レ之_一、只天然頓死スル物タワ事申タルヲ云伝迄ト云々（閏正月6日）
- （前略）ナラ中方々鬼・化生ノ物出云々、奇事也、ウソモアルヘシ、大風雨アラレ恠異ナル事共如_レ此云歟（閏正月13日）⁴²

⁴² 『続史料大成 多聞院日記』4、臨川書店、1978年、280-282頁。

多聞院英俊は「ウソ」とする事件だが、正月26日我瀬に「赤キ鬼」が出没し、「化生ノ物」なので射殺している（閏正月5日）。しかし翌日、鬼ではなく別の仔牛のようなものと判明するが、鬼＝「化生ノ物」という理解の上で射殺されていることから、鬼＝「化生ノ物」は生類＝殺すことができるものだと認識されていたことがわかる⁴³。

この後、奈良中に鬼や「化生ノ物」が出没したという噂が起こる。固有名詞の鬼とは違い、「牛ノ子ノ様ニテ毛ノナキ者」という、特定の名詞がない得体の知れない対象に「化生ノ物」という言葉を用いているのは、了意の場合と共通しているものがある。

生類という視角から見ると、妖怪・化物が生類であることとは別に、狐狸などが妖怪・化物の正体として設定されている場合もある。狐狸の変化は古くから枚挙に暇がないが、当該期の例として『好色五人女』（1686年刊）巻2-2「踊はくづれ桶夜更て化物」を挙げる。

天満に七つの化物有、大鏡寺の前の傘火・神明の手なし児・曾根崎の逆女・十一丁目のくびしめ縄・川崎の泣き坊主・池田町のわらひ猫・うくひす塚の燃からうす、是皆年をかさねし狐狸の業ぞかし、世におそろしきは人間、ばけて命をとれり⁴⁴

化物が「狐狸の業」つまり変化^{へんげ}だという事例の豊富さは、それが当時の「常識」であったことを意味している。これまでの議論に照らせば、狐狸が化物になる、つまり別物になる点で、これは化生だといえる。とすれば、狐狸が正体であること＝変化することと妖怪・化物が生類であることは、化生を媒介にして裏表の関係にあったといえる。そこには、化生が可逆性の変身と不可逆性の化成の両面を持つことが関係していると思われ、双方の理解は「常識」として齟齬なく並存していた。

v. 法度と怪異

最後に、生類観＝自然観以外の妖怪・化物を規定するものについて考えておきたい。そこで、尾張藩士朝日重章の『鸚鵡籠中記』元禄16年（1703）5月の記事に注目する。

去比、江戸赤坂御門之内堀小四郎処へ、折井宗八淡路父・小出和泉守等行し、

⁴³ 一方で、化生の不死性に言及する事例も見られる。『奇異雑談集』（17世紀中期成立）下「姑獲の事」では、古老が産女は「人のかたち」の「化生の物」であり、「化生の物なるゆへ、死すべからず」と主張している。ただし、何故化生だと死なないのか（難産で死んだ女性の変化という、いわば死からの再生ゆえか）については説明されていない。なお、『奇異雑談集』の編者は「この説不審」としている（『仮名草子集成』21、東京堂出版、1998年、196頁）。

⁴⁴ 『新編西鶴全集』1、勉誠出版、2000年、418頁。

小四郎未_レ出内に、甚醜小僧出たり、客等怪_レ之、詰之内に目大に丸く光り、口大に裂たり、欲_レ捕_レ之、則失たり、亭主出て、則今の怪を云に、小四郎云、頃日此怪ありて、女童べ等甚恐怖せり、狐狸の故なるべき間、屋捜しをする間、皆にも販り玉へとて普く捜_レ求_レ之に、うらにて中小性見付、組て押へしが、又失たり、生類故殺さん事を若年寄衆へ窺ふに、返答に怪あり共、害をなさずんば不_レ可_レ殺と云々、此後殺す筈になり、弓に心得たる者、深樹の内にかくれ、廿日窺_レ之に不_レ出、廿一日めに出、件の小僧椽に腰打かけたるを、則射_レ之、血をとめて求_レ之、雑具を入たる土蔵之内へ引入たり、道具を除て見_レ之に、二階之上に四尺余の大猫、件の矢を帯て死し居たり、又鉄砲にて打共

此猫始小四郎愛_レ之、他へ行時も此猫をなで、少くなれと云へば殊之外少くなるを袖へ入て出と云、其後此猫逐電し、久しく不_レ見して為_レ此怪_レ也と云⁴⁵

家内で起きた怪異を狐狸（本当は猫）の仕業だと判断し退治した、という粗筋だけ見るとよくある話である。怪異の一つ「甚醜小僧」は猫の変化＝化生であり、ivとも関わる。しかし重要なのは、この事件が徳川綱吉による生類憐み政策下で起きたことである。狐狸を退治するために、わざわざ若年寄に退治＝殺害が法度に抵触しないかどうか伺いをたてている。若年寄は害がなければ殺すなどしているが、結局殺しているので害を為したのだろう。

江戸時代は多くの法度によって社会の秩序統制された社会、換言すれば、明文化による社会管理が行われていた。特に綱吉政権期には、生類憐みの令や服忌令など、様々な方面で法令化が進められた。

以前、私は徳川幕府が怪異＝恠異を喧伝していた者を法度によって統制していたことに言及した⁴⁶が、今回の事件は化生の物自体の対応についても法度が適用された様相を示している。つまり、江戸時代の妖怪・化物（その正体とされる生類）もまた、社会秩序（法度）に規定されていたのである。

おわりに

17世紀前後という限られた時期ではあるが、妖怪・化物を規定する条件について考察してきた。まず大枠の理解として、化生という生類観＝自然観があり、それに基づく対応がなされた。妖怪・化物が生類として理解される限り、そこに稀少性は感じて神秘的な幻想は抱きにくい。18世紀後期に都市で起こる「妖怪革命」⁴⁷と呼ばれる「妖怪」の記号化＝脱神秘化の前提として、17世紀以前の自然観を位

⁴⁵ 『名古屋叢書続編』10、名古屋市教育委員会、1983年、395頁。

⁴⁶ 拙稿「近世社会の成立と近世的怪異の形成」前掲『怪異学の可能性』、293-296頁；前掲「一七世紀の怪異認識」、7頁。

⁴⁷ 香川雅信『江戸の妖怪革命』角川書店、2013年。

置付けることができる。また当然であるが、法度など当時の社会秩序によっても、妖怪・化物の在り様は大きく左右されていた。

さらに第一章での、易林本を基にした『節用集』が江戸時代を通じて刊行されたという事実は、1597年における妖怪・化物の位置付けが後世の人々の妖怪・化物イメージに大きな影響を与えた、換言すれば後世のイメージを規定していたことになる。これは、妖怪・化物という表象が規定を受けた単なる社会の反映物としてだけではなく、表象自体が社会に影響を及ぼす＝社会通念を規定していく、とも表現できる⁴⁸。かような相互関係性に基づいて、妖怪や化物は文化上に存在している。

妖怪・化物が生類であるという規定条件は、その後次第に忘れ去られ、単に妖怪・化物＝退治可能な異形のもの≠人ではないものとして理解されるようになる（現在でも受け継がれている点でもある）。これは、生類としての妖怪・化物が「常識」として定着した帰結ともいえよう。つまり、「常識」として当たり前になってしまったがゆえに、規定の持つ意味が忘却されてしまったのである。

今回言及できなかつた他の規定としては、仏教や儒学などの宗教・学問⁴⁹や地域性（旧国割から村まで様相は異なる）⁵⁰などがある。それらの比較検討から見出せる共通性や差異を組み合わせ、妖怪・化物を軸にした歴史像を構築していくことが、今後の課題である。

⁴⁸ 表象については、長谷川貴彦「文化史というアプローチ」井野瀬久美恵編『イギリス文化史』昭和堂、2010年、10頁を参考にしている。

⁴⁹ 堤邦彦『江戸の怪異譚—地下水脈の系譜』ぺりかん社、2004年；拙稿「林羅山と怪異」前掲『怪異学の技法』、321-343頁など。

⁵⁰ 時期は下るが、稲田篤信「地域の事件—麦水『三州奇談』の成立』『名分と命禄—上田秋成と同時代の人々』ぺりかん社、2006年、172-188頁など。